

○軽油引取税の課税免除について

昭和36年8月10日

36税第591号

総務部長

標記については、地方税法(以下「法」という。)第700条の6、地方税法施行令(以下「令」という。)第56条の2の4から第56条の5まで並びに地方税法施行規則(以下「規則」という。)第18条の2及び第18条の3にその範囲が限定列挙されているところであるが、これが、運営に当たっては、下記事項に留意の上遺憾のないように取り扱われたい。

なお、課税免除の範囲は相当広範囲にわたって認められているが、免税軽油が免税用途以外の用途に供されることのないよう十分に留意し、本規定の円滑、かつ、公平な運用を期されたい。

おつて次の通達は廃止する。

○ディーゼル機関車及び気動車の暖房用軽油に対する軽油引取税の取扱いについて(昭和35年5月31日 35税第390号総務部長)

○ディーゼル機関車及び気動車の暖房用軽油に対する軽油引取税の取扱いについて(昭和36年1月6日 35税第1,147号総務部長)

記

- 1 石油化学製品の原料等の用途(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第144条の6、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第43条の6)
 - (1) ノルマルパラフィンとは、軽油中に含まれている各種の炭化水素のうちノルマルパラフィン分のみを抽出して製造されるものであるため、ノルマルパラフィンを製造するための原料として使用する軽油のうち、ノルマルパラフィンとなる部分に限り課税免除の対象とされるものであるから留意すること。
 - (2) 硝安油剤爆薬は、硝酸アンモニウムに軽油を混入して製造されるものであること。
 - (3) 「潤滑油」とは、主として機械の摩擦部分を潤滑して摩擦抵抗を減少させるために使用される油であり、エンジン油、タービン油、ギア油、機械油、油圧作動油、冷凍機油、金属加工油、軸受油、絶縁油及びさび止油等をいうものであること。
 - (4) 「グリース」とは、重荷重を受け又は高温となる機械部等の潤滑に使用されるもので、一般に潤滑油と増ちょう剤(カルシウム石けん、ナトリウム石けん若しくはリチウム石けん等石けん系増ちょう剤又はベントナイト、シリカゲル若しくはフタロシアニン等非石けん系増ちょう剤)からなる半固形潤滑油をいうものであること。
 - (5) 「印刷インク用溶剤」とは、色素化合物を均一に溶解して印刷インクを製造するための溶剤をいうものであること。
 - (6) アモルファスポリマーの粘性低下に使用される軽油は、ポリプロピレン(プラスチック)の製造の際に副生するアモルファスポリマーの回収工程において粘性低下の用に供されるものであること。

2 船舶における動力源の用途(法附則第12条の2の7第1項第1号)

- (1) 「船舶」とは、船舶法(昭和32年法律第46号)の規定による船舶のみならず、漁船、浚渫船、海上自衛隊の艦船等もこれに含まれるものであること。なお、外国船舶の使用する軽油は法第144条の5に規定する「輸出」として取り扱うものであること。
- (2) 船舶の動力源の用途に供される軽油は、主として船舶の推進機関の動力源の用途に供されるものであるが、その他始動のための始機及び補助動力としての補機並びに発電用動力の用に供されるものもこれに含まれるものであること。

ただし、船舶において機械器具等の洗浄用に使用される軽油は、「船舶の動力源の用途」に該当しないものであるから留意すること。

3 自衛隊の使用する機械等の電源又は動力源の用途(法附則第12条の2の7第1項第2号)

- (1) 法附則第12条の2の7第1項第2号に規定する「自動車」その他これに「類するもの」とは、電源車、けん引車、大型移動整備車、フォークリフト、パワーショベル、乗用草刈機等がこれに該当するものであること。

なお、これらのうち、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の登録を受けている自動車及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第3項の番号及び標識が付されているものは、免税対象から除かれていることに留意すること。したがって、自衛隊の使用する通信の用に供する自動車であっても、道路運送車両法第4条の登録を受けている自動車等に該当するものは、免税対象から除外されるものであること。

- (2) 「レーダー」とは、防衛用レーダー、管制用レーダー等をいうものであること。
- (3) 「射撃統制装置」とは、目標に対して効果的な射撃を行うために、目標の搜索、探知から弾丸発射までの一連の動作を統制する装置をいうものであること。
- (4) 「音波機械」とは、艦船ソナー等をいうものであること。
- (5) 「整備教育用エンジン」とは、自衛隊の整備員に整備技能を教育するために用いられるエンジンをいうものであること。
- (6) 「火砲及び誘導武器の発射装置」とは、ミサイル等を発射するための装置をいうものであること。

- (6) 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「規則」という。)附則第4条の7第1項に規定するものには、自衛隊法第107条の規定により国土交通大臣の許可を受けずに設置し及び管理する航空保安施設及び航空交通管制用通信設備も含まれるものであること。また、主として「通信の用に供する機械及び自動車その他これらに類するもの」の維持、使用のために用いられる場合に限り、空調装置、照明器材等についても、課税免除措置の対象となるものであるが、単に基地の施設及び設備の維持管理のために用いられるものは、免税対象から除かれていることに留意すること。

4 鉄道又は軌道用車両の動力源の用途(法附則第12条の2の7第1項第3号)

- (1) 鉄道事業又は軌道事業を営む者

ア 「鉄道事業又は軌道事業を営む者」とは、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条の規定により免許を受けて鉄道事業を営業者又は軌道法(大正10年法律第76号)第3条の規定により免許を受けて営業を営む者がこれに該当するものであること。

イ 鉄道事業又は軌道事業を営む者がその車両の動力源の用途として使用するものとしては、次のものがあること。

(ア) ディーゼル機関車及び気動車に使用される軽油

ディーゼル機関車及び気動車の動力源に供される軽油については免税の対象となるものであるが、このほかディーゼル機関車及び気動車においては、ディーゼル機関の余熱を利用して暖房を行う軽油及び軽油を動力源として発動発電機を稼働し車内点灯、冷暖房等を行う場合に使用される軽油も免税対象に含まれるものであること。

(イ) 客車の冷暖房用に使用される軽油

客車の下部に発動発電機を備え又は冷暖房用に供する電源を得るため、列車の編成にあたり電源車を連結する場合があるが、これらの発動発電機に使用される軽油についても、(ア)と同様に取り扱うものであること。

(ウ) 電気機関車において使用される軽油

電気機関車においては、暖房の用に供するため蒸気発生装置において軽油を使用されるものであるが、この場合の蒸気発生装置の用途に供される軽油についても(ア)と同様に取り扱うものであること。

(エ) その他

応急修理のために故障現場において使用される車両の動力源の用途に供される軽油についても免税の対象となるものであるが、車両機械器具等の洗浄の用に供される軽油については、車両の動力源の用途に含まれないものであるから留意すること。

ウ 「日本貨物鉄道株式会社が専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械」とは、駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において当該積卸しの用に供されるものをいうものであること。この場合において、「その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所」とは、駅構内以外の場所で、日本貨物鉄道株式会社が、コンテナ貨物の受託、運送、引渡しその他の取扱いを行う場所をいうものであり、いわゆるコンテナセンター及びコンテナ営業所がこれに該当するものであること。

また、日本貨物鉄道株式会社が、「専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械」には、日本貨物鉄道株式会社がリースにより使用する機械も含まれるものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている

ものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専らコンテナ貨物の積卸しの用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(2) 専用の鉄道を設置する者(令附則第10条の2の2第3項)

「専用の鉄道」とは、原則として、鉄道事業法第2条第6項に規定する専用鉄道をいうものであるが、製品原料等の運搬のために構内のみにおいて設置されている鉄道等もこれに含まれるものであること。なお、専用の鉄道には軌道及び索道を含めて取り扱うものであること。

(3) 専用側線において車両の入換作業を営む者(令附則第10条の2の2第3項)

ア 「専用側線」とは、鉄道事業又は軌道事業を営む者の側線で、特定荷主が自己の専用に供するため又は国若しくは地方公共団体が自己若しくは特定荷主の専用に供するために敷設したものをいうものであること。

イ 「車両の入換作業を営む者」とは、専用側線の専用者又は専用側線の専用者以外の者で、専用側線を使用して車両の入換を行うことを業とする者をいうものであること。

5 農業、林業、委託を受けて行う農作業、農地の造成又は改良並びに素材生産業の用に供する機械の動力源の用途(法附則第12条の2の7第1項第4号)

(1) 「農業又は林業を営む者」とは、農業又は林業の事業を行う者がこれに該当するものであり、畜産、養蚕業を営む者はもとよりいわゆる兼業農業を営む者もこれに含まれるものであるが、このほか、国又は地方公共団体が、農業試験場、畜産試験場、学校等において実験実習等のために農業又は林業を行う場合もこれに含めて取り扱うものであること。

(2) 規則附則第4条の7第2項に規定する「農作業のうち基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行う者」とは、例えば、耕作にあつては耕起、代かき、植付、刈取、脱穀などの作業のうち、専ら機械を用いて行われる作業のすべての委託を受け、委託者に代わって現実に農作業を行う者をいうものであること。

この場合において、委託を受けて行う農作業については、農作業委託に関する契約書など農作業受託作業の内容を証する書類により判断するものであること。

なお、農業を営む者が、自ら行う農作業に加えて、他の者から基幹的な作業のすべての委託を受け、委託者に代わって農作業を行う場合も、自ら行う農作業の用に供する機械の動力源の用途と合わせて課税免除の対象となるものであること。

(3) 令附則第10条の2の2第5項に規定する「農地の造成又は改良を主たる業務とする者」とは、土地改良区等がこれに該当するものであること。

(4) 規則附則第4条の7第3項に規定する「前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者」とは、立木の伐採及び搬出を行う事業を営む者で前年度における素材の生産量が千立方メートル以上の実績を有するものであること。

この場合において、前年度の素材の生産量については、売買契約書等の前年度の素材の生産量の実績を証する書類により判断するものであること。

(5) 令附則第10条の2の2第6項第1号には、おおむね農業、委託を受けて行う農作業又は農地の造成若しくは改良の用に供される機械が列挙されているものであること。なお、林業を営む者が、苗畑において山林用苗木の養成等のために、耕うん機を使用する場合にも課税免除の対象とされるものであること。

(6) 軽油引取税が免税とされる機械は、「農業又は林業の用に供する機械、農地の造成又は改良の業務の用に供する機械及び素材生産の用に供する機械」であるから、農地の造成又は改良を主たる業務とする者が、耕うん整地用機械を使用して、宅地の造成等を行う場合は免税の対象とならないものであること。しかし、農業を営む者が、農地の造成又は改良のために耕うん整地用機械を使用する場合は、免税の対象として取り扱うものであること。

(7) 農業又は林業の用に供する機械、委託を受けて行う農作業の用に供する機械及び農地の造成又は改良の用に供する機械の取扱いについては、次の諸点に留意されたいこと。

ア 令附則第10条の2の2第6項に規定する機械は、農業、林業、委託を受けて行う農作業又は農地の造成若しくは改良の用に供する機械がおおむね列挙されているものであるが、新たに製造使用される機械については、その名称にとらわれることなく、その機械の実態、用途等により判断されたいこと。

イ 免税の対象となる機械の種類及びその範囲を例示すれば、おおむね次のとおりであること。

(ア) 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械

動力耕うん機、プラウ、トラクター、ブルドーザー、砕土機、ハロー鎮圧機

(イ) 栽培管理用機械

施肥用機械、播種機、動力用カルチベータ、病虫害防除機(動力噴霧機、動力撒粉機)、かんがい排水機、焼土機

(ウ) 収穫調整用機械

脱穀機、粃すり機、麦刈り機、米選機、俵締機、乾燥機、収草用機械、甘蔗圧搾機

(エ) 植物繊維用機械

わら加工機械(わら打ち機、なわない機、むしろ織機械等)、繊維加工用機械

(オ) 畜産用機械

飼料用機械(飼料・断截機、飼料粉碎機、飼料配合機械等)

(カ) 製材機

(キ) 集材機

(ク) 積込機

(ケ) 可搬式チップ製造機

なお、「可搬式チップ製造機」とは、いわゆるポータブルチップパーをいうものであるが、可搬式チップ製造機と一体になって装置されているスクリーン(篩)についても免税機械として取り扱うものであること。

なお、可搬式チップ製造機と一体になって装置されていないスクリーン又はバーカー(剥皮機)及びチップカーは免税の対象とはならないものであること。

ウ 農耕用けん引車については、農業用機械を取り付けて農耕の用途に供される場合に限り、免税の対象となるものであり、農耕以外に使用される場合には、その用に供される軽油は免税されないものであるから留意すること。

6 鉱工業等の用途(法附則第12条の2の7第1項第5号、令附則第10条の2の2第7項)

(1) セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)

ア 「セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)」とは、日本標準産業分類「製造業」のうち「2123コンクリート製品製造業」及び「2129その他のセメント製品製造業」をいうものであること。

イ 「専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械」とは、専らアの事業における製品又はその原材料の積卸しのために使用されるものをいい、「その他これに類する機械」とは、ショベルローダー等がこれに該当するものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専らセメント製品又はその原材料の積卸しの用に供されるものであっても課税免除の対象にならないものであること。

(2) 生コンクリート製造業

ア 「生コンクリート製造業」とは、日本標準産業分類「製造業」のうち「2122生コンクリート製造業」をいうものであること。

イ 「製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するもの」とは、自らの使用の権限を有する自動車(製造した生コンクリートを事業場外において運搬する装置を備えたアジテーター車等又は実態として事業場外において生コンクリートの運搬に使用するトラック等の車両)により事業場外において生コンクリートを運搬するものをいうものであること。

ウ 「専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械」とは、フォークリフト、ショベルローダ、ホイールローダ、バックホー及びブルドーザーがこれに該当するものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら骨材の積卸しの用に供されるもので

あっても課税免除の対象とならないものであること。

(3) 電気供給業

ア 「電気供給業を営む者」とは、十電力会社及びこれ以外の発電事業を行っている者もすべて含まれるものであること。

イ 「汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。)」とは、火力発電所における汽缶起動時において、火炉に備え付けてある軽油バーナーに点火し、これにより重油バーナーさらに微粉炭バーナーに点火する場合の軽油専焼バーナーをいい、重油に点火する場合には、重油を早急に燃焼させるため、蒸気によって加熱するのであるが、この場合において軽油バーナーによって蒸気を発生させるボイラー装置(所内機関という。)に設備されたバーナーをいうものであること。

(4) 地熱資源開発事業

ア 「地熱資源の開発」とは、地質構造等の調査、調査井の掘削、環境調査、各種補足調査、生産井の掘削及び還元井の掘削等地熱資源の利用を目的とする一連の行為をいうものであること。

イ 「地熱資源開発事業を営む者」とは、温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の都道府県知事の許可を受けて、地熱資源の開発を目的として掘削する者をいうものであること。

ウ 「動力付試すい機」とは、通常「ボーリング機械」と称するものをいうものであるが、自走能力を有する機械はこれに含まれないものであること。

(5) 鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採事業

ア 「動力付試すい機」は、6(4)ウにいう機械と同様であること。

イ 「鉱物」とは、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条に規定する鉱物をいい、「岩石」とは、採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石をいい、「砂利」とは、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第2条に規定する砂利をいうものであること。

ウ 「事業場(砂利を洗浄する場合を含む。)」とは、通常鉱物、岩石又は砂利の掘採作業及び砂利の洗浄作業並びにこれらに附随する選別、加工、積込、廃土石の処理又は運搬等の作業を行う場所をいうものであり、したがって、例えば鉱物の精錬を行っている事業場はこれに含まないものであること。なお、事業場の範囲には、いわゆる一般交通の用に供する場所は含まれないものであること。

エ 「専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」とは、鉱物、岩石又は砂利の掘採、積込み及び運搬等、鉱物、岩石又は砂利の掘採事業に密接不可分な作業を行う場合に使用するもののみがこれに該当するものであるから、例えば、掘採に附随して行う廃土石の処理に使用するものは含まれるが、その事業に使用する木材、鋼材等の副資材を運搬するために使用するものはこれに含まれないものであること。

オ 課税免除される「掘採、積込み及び運搬のために使用する機械」とは、削岩機、試すい機、パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、ドラグショベル、スクレーパー、ブルドーザー、砂利採取船、可搬式砂利採取機(砂利採取車)、サンドポンプ、ショベルローダー、トラクターショベル、オーバーローダ、ドーザショベル、バケットローダ、ダンプカー、トラックその他これらと類似の機能を有する機械をいい、これらの機械のうち道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら鉱物、岩石又は砂利の掘採、積込み及び運搬の用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(6) とび・土工工事業(規則附則第4条の7第4項)

ア 「とび・土工・コンクリート工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に定めるものをいうものであること。

イ 「専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業」とは、事業量、所得又は稼働日数等を総合的に勘案して、とび・土工・コンクリート工事をおおむね専業として行っていると認められる者が営むとび・土工工事業をいうものであること。

ウ 「専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械」とは、くい打ち機、くい抜き機のほか、専ら掘削又は運搬の用に供されるブルドーザー、トラクターショベル、パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クローラドリル、アースドリル、クレーンその他これらと類似の機能を有する機械をいい、これらの機械のうち、カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。

したがって、その稼働実態が専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬の用に供される建設機械であっても、カタピラを有しない機械又はいわゆるナンバープレートをつけている機械は、課税免除の対象とならないものであること。

(7) 鉱さいバラス製造業

ア 「鉱さい」とは、製鉄所の溶鉱炉において銑鉄を生産する際に、溶鉱炉内に浮上する鉄分以外の残さいをいい、「鉱さいバラス」とは、鉱さいを空気冷却し、岩盤状にした後、道路の舗装用、鉄道の道床用等の用途に応じた形状に破碎したものをいうものであること。

イ 課税免除される「鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械」とは、ブルドーザー、トラクターその他これらに類する機械をいうものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集

積若しくは積込みの用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(8) 港湾運送業

「港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械」とは、港湾において製品、原材料等の運送荷役のために使用されるものをいい、「その他これに類する機械」とは、モーターグレーダ、スクレーパ、ショベルローダ等がこれに該当するものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら製品、原材料等の運送荷役の用に供されているものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(9) 倉庫業

ア 「倉庫業を営む者」とは、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条の規定により事業の登録を受けて倉庫業を営む者がこれに該当するものであること。

イ 「倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械」とは、倉庫において専ら寄託を受けた物品の積卸しのために使用されるものをいい、「その他これに類する機械」とは、ショベルローダ等がこれに該当するものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。

したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら寄託を受けた物品の積卸しの用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(10) 鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業

ア 「鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者」とは、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第3条第1項の規定により鉄道(軌道を含む。以下同じ。)に係る第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第20条の規定により鉄道に係る第二種貨物利用運送事業の許可を受けて貨物利用運送事業を営む者又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸しの事業を営む者がこれに該当するものであること。

イ 「駅の構内において貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械」とは、駅の構内において鉄道により運送される貨物の運送荷役のために使用されるものをいい、「その他これに類する機械」とは、ショベルローダ等がこれに該当するものであること。

なお、工場等の専用のために設けられている駅(専用側線の駅をいう。)は、ここに

いう駅には該当しないものであること。また、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら鉄道により運送される貨物の運送荷役の用に供されるものであっても、課税免除の対象とならないものであること。

(11) 航空運送サービス業(規則附則第4条の7第5項、第6項)

ア 「航空運送サービス業を営む者」とは、飛行場(規則附則第4条の7第6項に定める飛行場に限り)において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業を営む者がこれに該当するものであること。

イ 「専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する機械」とは、飛行場において、航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行うために使用される機械をいい、「その他これらに類する作業用機械」とは、けん引車、トランスポーター、ハイリフト・ローダ、フォークリフト、搭載車、航空機けん引車、電源車、汚水車、排水車、冷暖房車、特殊整備作業車、機内清掃車、フード・ローダ、給水車、給油車、ドレン回収車、ハイドラントピット車、エア・スターター及び作業台車がこれに該当するものであり、バス、乗用車等は、これらに該当しないものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。

したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備の用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(12) 廃棄物処理事業

ア 「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいうものであること。

なお、廃棄物は同条第2項に規定する「一般廃棄物」と同条第4項に規定する「産業廃棄物」とに区分されているものであること。

イ 「廃棄物処理事業を含む者」とは、次に掲げる者をいうものであること。

(ア) 地方公共団体

(イ) 廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項の規定により市町村長の許可を受けた者又は第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定により都道府県知事の許可を受けた者

(ウ) 市町村長より一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者

ウ 港湾管理者又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第20条第1項の規定により国土交通大臣の許可を受けた者については、廃油処理事業を行う場合についてのみ「廃棄物処理事業を営む者」に該当するものであること

と。

エ 「埋立地」とは、一般廃棄物又は産業廃棄物を処分する場所であって、周囲に囲いを設けるとともに、廃棄物の処分場所である旨の表示がしてあるものであること。

オ 「専ら廃棄物の処分のために使用する機械」とは、廃棄物及び覆土の積込み、運搬、転圧等、廃棄物の埋立に密接不可分な作業を行う場合に使用するもののみがこれに該当するものであり、例えばスクレーパ、ドラグライン、コンパクトホイール・ドーザ、ホイール・ローダ、クローラ・ローダ、トラックその他これらと類似の機能を有する機械をいい、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけている機械は、その稼働実績が専ら廃棄物及び覆土の積込み、運搬、転圧等の用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(13) 木材加工業(規則附則第4条の7第7項)

ア 「一般製材業を営む者」とは、専ら丸太等の素材を製材機械によって板、角材等の製材とする事業を営む者がこれに該当するものであるが、森林組合及び森林組合連合会が製材工場を営む場合もこれに含めて取り扱うものであること。

イ 「単板製造業を営む者」とは、専ら単板(合板の原材料として用いられる単板をいう。)を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

ウ 「床板製造業を営む者」とは、専ら床板を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

エ 「木材チップ製造業を営む者」とは、専ら木材チップを製造する事業を営む者がこれに該当するものであるが、森林組合及び森林組合連合会が木材チップ工場を営む場合もこれに含めて取り扱うものであること。

オ 「造作材製造業を営む者」とは、専ら木製サッシ、羽目板、入口、階段等の造作材を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

カ 「合板製造業を営む者」とは、専ら合板を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

キ 「建築用木製組立材料製造業を営む者」とは、専ら木製プレカット製品(木造建築物又は建築物の木造の構造部分に係る構造耐力上主要な部分に使用する製材又は集成材に、あらかじめ継手加工又は仕口加工を施してある製品をいう。)、トラス組製品(組立ばりのうち、各部材が三角形を構成するように造られた骨組製品をいう。)等の建築用木製組立材料を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

ク 「パーティクルボード製造業を営む者」とは、専らパーティクルボード(木材の小片を尿素樹脂などの合成樹脂接着剤と混合し、圧熱等により板状に成形したものをいう。)を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

ケ 「木材注薬業を営む者」とは、専ら南洋材等を防虫し、防ばいするために薬品処理を行う事業を営む者がこれに該当するものであること。

コ 「木材防腐処理業を営む者」とは、専ら防腐の措置を施した木材(工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格A9002(木質材料の加圧式保存処理方法)に適合する処理方法により防腐の措置を施したものに限る。)を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

サ 「専ら木材の積卸しのために使用する機械」とは、専らアからコまでの事業における原材料、中間製品又は製品の積卸しのために使用されるものをいい、フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ及びクレーンがこれに該当するものであること。なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら木材の積卸しの用に供されるものであっても、課税免除の対象とならないものであること。

(14) 木材市場業(規則附則第4条の7第8項)

ア 「木材市場業を営む者」とは、木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則として競り売り又は入札の方法により行われる市場(以下「木材市場」という。)を開設し、経営する事業を営む者がこれに該当するものであること。

この場合において、「その売買が原則として競り売り又は入札の方法により行われる市場」には、競り売り又は入札のみにより行われるものはもとより、市が開かれる日以外において競り売り又は入札以外の方法により売買が行われるものであっても、当該市場における売買が「原則として競り売り又は入札の方法により行われる」ものであると認められるものである限り木材市場に含まれるものであること。

イ 「専ら木材の積卸しのために使用する機械」とは、専ら商品である木材の積卸しのために使用されるものをいい、フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ及びクレーンがこれに該当するものであること。なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら木材の積卸しの用に供されるものであっても、課税免除の対象とならないものであること。

(15) 堆肥製造業(規則附則第4条の7第9項)

ア 「バーク堆肥」とは、肥料取締法(昭和25年法律第127号)第2条第2項に規定する「特殊肥料」のうち、主としてバーク(樹皮)を原料とし、堆積腐熟させたものをいうものであること。

イ 「肥料取締法第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業内で行われるバーク堆肥製造業を営む者」とは、同条の規定により届出を行った事業場内で専らバーク堆肥を製造する事業を営む者がこれに該当するものであること。

ウ 「専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸

し若しくは運搬のために使用する機械」とは、専ら堆肥の製造工程において使用される機械又は製品若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用される機械をいい、ショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト等がこれに該当するものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら堆肥の製造工程において使用される機械又は製品若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用される機械であっても課税免除の対象とならないものであること。

(16) 索道事業

ア 「専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械」とは、専らスキー場(ゲレンデ、スキーコース及びハーフパイプにおける滑走面をいう。以下同じ。)の整備のために使用される圧雪のための特殊なカタピラを備えた機械をいい、具体的にはいわゆるゲレンデ整備車あるいは圧雪車がこれに該当するものであること。

なお、いわゆる雪上車、ブルドーザー、バックホー等については、スキー場の整備のために使用されるものであっても、課税免除の対象にならないものであるので留意すること。

イ 「(専ら当該スキー場の整備のために使用する)雪を製造するための装置を備えた機械」とは、専らスキー場の整備のために使用される人工的に雪を製造し、当該製造した雪を降らせるための装置を備えた機械をいい、具体的には自走式又は固定式降雪機(降雪機に空気を供給するためのコンプレッサー等降雪機に附随する装置を含む。)がこれに該当するものであること。

なお、いわゆる投雪機については、スキー場の整備のために使用されるものであっても、課税免除の対象にならないものであるので留意すること。

ウ 課税免除の対象となる機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専らスキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械であっても課税免除の対象とならないものであること。

附 則(昭和45年税第72号)

この通知は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則(昭和46年税第17号)

この通達は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則(昭和51年税第21号)

この通達は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則(昭和52年税第20号)

この通達は、通知の日から施行する。ただし、3(1)の改正規定は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則(昭和53年税第33号)

この通達は、通知の日から施行する。ただし、5の改正規定は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則(昭和54年税第12号)

この通達は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則(昭和55年税第21号)

この通達は、通知の日から施行する。ただし、5(4)、5(5の2)及び5(14)キの改正規定は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則(昭和56年税第39号)

この通達は、通知の日から施行する。ただし、5(1の3)、5(14)及び5(15)イの改正規定は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和58年税第10号)

この通達は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(昭和60年税第44号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成元年税第33号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成2年税第68号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成3年税第209号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成3年税第22号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成4年税第186号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成6年税第31号)

この通達は、通知の日から施行する。ただし、この通達による改正後の5(17)の規定は、平成6年6月1日から施行する。

附 則(平成7年税第7号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成15年税第571号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成21年税第185号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成22年課税第54号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成23年課税第30号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成24年課税第20号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成27年課税第6号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)抄

1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。